## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	臨時運行の許可
	去令及び条項	道路運送車両法第34条第2項
所 管	部課係名	市民生活部市民課住民記録パスポート係
審		道路運送車両法
		第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運 転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査 証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査 の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合 その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。
査	関係条項	2 臨時運行の許可は、有効期限を附して行う。
		3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、 長時間を要する回送の場合その他やむを得ない場合 は、この限りでない。
		6 臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が 満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁 に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しな ければならない。
基	基準	関東運輸局整備部登録資材課が平成9年3月に作成した「自動車の臨時運行の許可事務の取扱い及びQ&Aについて」に基づき判断している。
	(未設定の場	
	合はその理由)	
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	即日
期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)